

## 所得税法能力検定試験級別出題区分表

注1 とくに明示がないかぎり同一の項目又は範囲については、級の上昇に応じて程度が高くなるものとする。

注2 適用する法令等の基準日は毎年4月30日現在施行されているものに準拠する。

(平成30年4月1日改正)

項 目	3 級	2 級	1 級
(1) 税金の意義, 根拠, 目的 (2) 納税の義務 (3) 税金の体系と分類 (4) 徴税方式 (5) 基本的な用語	○税金の意義, 根拠, 目的 ○納税の義務 ○税金の体系と分類 ○国税と地方税 ○直接税と間接税 ○本税と附帯税 ○徴税方式 ○賦課課税方式 ○申告納税方式 ○基本的な用語		
<b>法 令 等</b>	原則として所得税法, 同施行令及び租税特別措置法のうち一般的なもの 基本通達のうち初歩的なもの	3級に掲げた法令のほか原則として所得税法施行規則及び基本通達のうち一般的なもの	所得税法, 同施行令, 同施行規則, 租税特別措置法, 同施行令及びこれらに関する通達並びに国税通則法
<b>1. 総 則</b> (1) 用語の定義	○国 内 ○国 外 ○居住者 ○非永住者 ○非居住者 ○内国法人 ○外国法人 ○人格のない社団等 ○公社債 ○預貯金 ○貸付信託 ○投資信託 ○証券投資信託 ○公社債投資信託 ○棚卸資産 ○有価証券 ○固定資産 ○減価償却資産 ○各種所得 ○各種所得の金額 ○障害者 ○同一生計配偶者 ○控除対象配偶者 ○老人控除対象配偶者 ○扶養親族 ○控除対象扶養親族 ○特定扶養親族	○合同運用信託 ○オープン型の証券投資信託 ○公社債等運用投資信託 ○繰延資産 ○純損失の金額 ○雑損失の金額 ○災害 ○特別障害者 ○寡婦(寡夫) ○勤労学生 ○源泉控除対象配偶者 ○修正申告書	○株主等 ○法人課税信託 ○公募公社債等運用投資信託 ○特定目的信託 ○特定受益証券発行信託 ○変動所得 ○臨時所得 ○特別農業所得者 ○期限後申告者 ○出 国 ○更 正 ○決 定 ○附帯税 ○充 当 ○還付加算金

項 目	3 級	2 級	1 級
(2) 納税義務	○老人扶養親族 ○予定納税額 ○確定申告書 ○青色申告書 ○確定申告期限 ○源泉徴収 ○納税義務者の区分 ○課税所得の範囲 ○源泉徴収義務者		
(3) 非課税所得と免税所得	○課税所得と非課税所得の区分 ○非課税所得の意義と基本的内	○非課税所得の内容（応用） ○免税所得の意義と内容	
(4) 所得の帰属に関する通則			○実質所得者課税の原則 ○信託財産に係る収入及び支出の帰属 ○無記名公社債の利子等の帰属
(5) 納税地	○原則的な納税地  ○源泉徴収に係る所得税の納税地		○納税地の特例
<b>2. 居住者の納税義務</b>			
(1) 各種所得の計算			
① 利子所得	○意義及び範囲 ○所得金額の計算 ○源泉徴収制度 ○源泉分離課税	○収入すべき時期の判定	
② 配当所得	○意義及び範囲 ○所得金額の計算 ○源泉徴収制度 ○源泉分離課税 ○意義及び範囲	○収入すべき時期の判定 ○確定申告を要しない配当所得	○みなし配当
③ 不動産所得 所得金額の計算			
(イ) 総収入金額	○基本的なもの（家賃、地代礼金、賃貸料、権利金、更新料等） ○収入時期を明示	○収入すべき時期の判定	○収入金額が回収できなくなった場合の処理
(ロ) 必要経費	○固定資産税、修繕費、保険料、借入金利子、仲介料等 ○減価償却費（定額法：月割計算を含む）	○減価償却費（定率法：月割計算を含む）	○優良賃貸住宅等の割増償却 ○固定資産の損失
(ハ) その他	○青色専従者給与 ○青色申告特別控除	○事業専従者控除	○不動産等の貸付が事業として行われているかどうかの判定

項 目	3 級	2 級	1 級
④ 事業所得	○意義及び範囲		
① 所得金額の計算	○所得金額の計算		
(イ) 総収入金額	○収入すべき時期を明示 ○棚卸資産等の自家消費の処理 ○棚卸資産の贈与等の処理 ○事業関連収入	○収入すべき時期の判定(委託販売を含む) ○少額減価償却資産の譲渡受取りペート等 ○収入金額とされる保険金等	○収入及び費用の帰属時期の特例 ○延払条件付販売等 ○工事の請負 ○小規模事業者 ○農産物の収穫
(ロ) 必要経費			
① 売上原価	○売上原価の計算 ○棚卸資産の評価 ○棚卸資産の範囲 ○評価方法 ○原価法(先入先出法, 移動平均法, 最終仕入原価法)  ○評価方法の選定及び届出 ○届出がない場合等の法定評価方法  ○棚卸資産の取得価額 ○通常の方法により取得した棚卸資産(購入の場合)	○原価法(個別法, 総平均法, 売価還元法) ○低価法  ○評価方法の変更  (自己の製造等, その他) ○取得価額の特例	○収穫した棚卸資産 ○相続等及び著しく低い価額の対価で取得した棚卸資産
② 有価証券	○有価証券の範囲		○有価証券の評価 ○有価証券の評価方法 ○評価方法の選定 ○届出がない場合等の法定評価方法 ○評価方法の変更 ○有価証券の取得価額
③ 家事関連費, 租税公課等	○家事上の経費及び家事関連費 ○必要経費に算入される租税とされない租税 ○罰金, 科料, 過料	○附帯税, 地方税法の規定による延滞金等 ○損害賠償金	○控除対象外消費税額等
④ 減価償却	○減価償却資産の範囲 ○少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入 ○減価償却資産の償却方法 { 旧定額法 { 定額法	○旧定率法 { 定率法	○一括償却資産  その他の償却方法

項 目	3 級	2 級	1 級
	○届出がない場合等の法定償却方法	○償却方法の選定及び届出 ○償却方法の変更	
	○減価償却資産の取得価額（購入の場合）	○（購入以外）	○取得価額の特例（資本的支出等）
	○耐用年数，償却率，残存価額	○中古資産の耐用年数の見積り（簡便法）	○（その他の方法）
	○償却費の計算		○償却費の計算の特例
	○各年の償却費の計算		
	○年の途中で業務の用に供した減価償却資産等の償却費	○償却可能限度額	
㊦ 繰延資産の償却		○繰延資産の範囲	○繰延資産の償却費の計算 ○少額繰延資産
㊧ 資産損失	○債権の貸倒れ等の損失		○事業用固定資産の損失の処理
㊨ 引当金及び準備金	○貸倒引当金（貸金の額を明示）	○個別評価貸金等 ○一括評価貸金 ○実質的に債権にみられないものの額（原則法）	○（簡便法） ○返品調整引当金
		○退職給与引当金	○準備金
㊩ 親族が事業から受ける対価	○青色専従者給与額の必要経費算入	○事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例 ○事業専従者控除額の必要経費算入	
㊪ その他	○青色申告特別控除		○外貨建取引の換算 ○事業を廃止した場合等の所得計算の特例 ○社会保険診療報酬の所得計算の特例 ○家内勤労者等の事業所得等の所得計算の特例
⑤ 給与所得	○意義及び範囲 ○所得金額の計算	○収入すべき時期の判定 ○特定支出の控除の特例	
⑥ 退職所得	○意義及び範囲 ○所得金額の計算 ○収入金額及び勤続年数を明示	○収入すべき時期の判定 ○勤続年数の計算	○特定役員退職手当等に係る退職所得の金額 ○退職所得控除額の特例計算
⑦ 山林所得	○意義及び範囲 ○所得金額の計算（特別控除を含む） ○青色申告特別控除	○総収入金額及び必要経費を明示	○収入すべき時期の判定 ○概算経費控除 ○森林計画特別控除 ○その他の特例

項 目	3 級	2 級	1 級
⑧ 譲渡所得	<ul style="list-style-type: none"> <li>○意義及び範囲</li> <li>○所得金額の計算</li> <li>○総合課税とされる譲渡所得の金額の計算</li> <li>○総収入金額及び取得費等を明示</li> <li>○特別控除を含む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○分離課税とされる譲渡所得の金額の計算</li> <li>○短期譲渡所得の金額</li> <li>○長期譲渡所得の金額</li> <li>○総収入金額及び取得費等を明示</li> <li>○資産の譲渡とみなされる行為</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○有価証券の譲渡</li> <li>○贈与等の場合の特例</li> <li>○取得費の計算</li> <li>○収入すべき時期の判定</li> <li>○固定資産の交換</li> <li>○株式交換等に係る特例</li> <li>○生活に通常必要でない資産の災害等による損失の処理</li> <li>○資産の譲渡代金が回収不能となった場合</li> <li>○居住用財産の特別控除</li> <li>○その他の課税の特例 (収用, 交換, 買換え等)</li> </ul>
⑨ 一時所得	<ul style="list-style-type: none"> <li>○意義及び範囲</li> <li>○所得金額の計算…特別控除を含む (総収入金額及び収入を得るために支出した金額を明示)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○収入すべき時期の判定</li> </ul>	
⑩ 雑所得	<ul style="list-style-type: none"> <li>○意義及び範囲(公的年金等を含む)</li> <li>○所得金額の計算 (総収入金額及び必要経費を明示) ……………</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生命保険契約に基づく年金の係る所得金額の計算</li> <li>○公的年金等に係る雑所得の計算</li> </ul>	
⑪ 収入金額及び必要経費			<ul style="list-style-type: none"> <li>○収入金額及び必要経費の その他別段の定め</li> </ul>
(2) 課税標準			
① 課税標準の意義	<ul style="list-style-type: none"> <li>○総所得金額</li> <li>○退職所得金額</li> <li>○山林所得金額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○短期譲渡所得の金額</li> <li>○長期譲渡所得の金額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○株式等に係る譲渡所得等の金額</li> </ul>
② 損益通算及び損失の繰越控除		<ul style="list-style-type: none"> <li>○損益通算の意義</li> <li>○損益通算の順序</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○変動所得の損失又は被災事業資産の損失がある場合の損益通算の順序</li> </ul>
(3) 所得控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>○所得控除の意義と種類</li> <li>○所得控除の順序</li> <li>○医療費控除(金額明示) ……………</li> <li>○社会保険料控除 (社会保険料の範囲)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○純損失の繰越控除及び雑損失の繰越控除(金額明示) ……………</li> <li>○雑損控除(金額明示) ……………</li> <li>○小規模企業共済等掛金控除(金額明示) (小規模企業共済等掛金の範囲)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○純損失の繰越控除(控除額の算定)</li> <li>○雑損控除(計算及び損失の範囲) (特例)</li> </ul>

項 目	3 級	2 級	1 級
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生命保険料控除 (新契約に係る控除額の計算)</li> <li>○地震保険料控除 (地震等損害保険契約等の範囲)</li> <li>○障害者控除</li> <li>○配偶者控除 (老人控除対象配偶者)</li> <li>○配偶者特別控除</li> <li>○扶養控除 (特定扶養親族・老人扶養親族) (同居直系尊属)</li> <li>○基礎控除</li> <li>○税額計算のしくみ</li> <li>○基本税率による所得税額の計算</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(旧契約に係る控除額の計算)</li> <li>○寄附金控除 (計算, 特定寄附金の範囲)</li> <li>(特別障害者・同居)</li> <li>○寡婦(寡夫)控除 (寡婦及び寡夫の範囲)</li> <li>○勤労学生控除 (勤労学生の範囲)</li> </ul>	
(4) 税額の計算		<ul style="list-style-type: none"> <li>○土地等建物等の長期譲渡所得に対する税額計算の特例</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の税額計算の特例</li> <li>○居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の税額計算の特例</li> <li>○土地等建物等の短期譲渡所得に対する税額計算の特例</li> <li>○土地の譲渡等に係る事業所得等の税額計算の特例 (平成20年12月31日まで適用なし)</li> <li>○株式等に係る譲渡所得等に対する税額計算の特例</li> <li>○変動所得又は臨時所得の意義</li> <li>○平均課税の方法によることができる場合の判定</li> <li>○平均課税の方法による場合の所得税額の計算</li> </ul>
(5) 変動所得又は臨時所得の平均課税			

項 目	3 級	2 級	1 級
(6) 税額控除		○配当控除 ○住宅借入金等特別控除 (金額明示).....  ○税額控除の順序	○外国税額控除  (控除額の算定) ○試験研究を行った場合の特別控除 ○中小企業者が機械等を取 得した場合の特別控除 ○その他の特別控除
(7) 申告, 納付, 還付等	○予定納税 (一般)..... ○確定所得申告 .....		○特別農業所得者の特例 ○確定所得申告を要しない 場合 ○還付等を受けるための申告 ○確定損失申告 ○死亡又は出国の場合の確 定申告
	○確定申告による納付 .....	○確定申告税額の延納 .....	○延払条件付譲渡に係る延納
	○源泉徴収税額の還付 .....		○予定納税額の還付 ○その他の還付 ○修正申告 ○更正の請求 ○更正及び決定
(8) 復興特別所得税		○復興特別所得税額の計算 (税率提示) .....	(税率提示なし)
(9) 青色申告	○適用対象者 ○承認の申請 ○取りやめ	○帳簿書類	○年の途中で非居住者が居 住者となった場合
(10) その他の特例			○確定申告書の提出がない 場合 ○免税所得がある場合
<b>3. 源泉徴収</b>	○利子所得, 配当所得に係る 源泉徴収 ○給与に係る源泉徴収と年 末調整	○退職所得に係る源泉徴収  ○報酬, 料金等に係る源泉徴 収	○公的年金等に係る源泉徴収 ○その他の源泉徴収
<b>4. 出題の形式</b>			
(1) 文章問題	○原則として簡単なものと し, 語群選択方式又は○× 方式による	○空欄方式 (語群を与える) 又は○×方式	○空欄方式 (原則として語群 は与えない) ○○×方式
(2) 仕訳問題	○出題の可能性あり		
(3) 計算問題	○原則として計算過程の簡 単なものを出題する ○すべてに計算式を与える	○原則として計算式を与える	○原則として計算式を与える

## 法人税法能力検定試験級別出題区分表

注1 とくに明示がないかぎり同一の項目又は範囲については、級の上昇に応じて程度が高くなるものとする。

注2 適用する法令等の基準日は毎年4月30日現在施行されているものに準拠する。

(平成30年4月1日改正)

項 目	3 級	2 級	1 級
(1) 税金の意義, 根拠, 目的 (2) 納税の義務 (3) 税金の体系と分類 (4) 徴税方式 (5) 基本的な用語	○税金の意義, 根拠, 目的 ○納税の義務 ○税金の体系と分類 ○国税と地方税 ○直接税と間接税 ○本税と附帯税 ○徴税方式 ○賦課課税方式 ○申告納税方式 ○基本的な用語		
<b>法 令 等</b>	原則として法人税法, 同施行令及び租税特別措置法のうち一般的なもの 基本通達のうち初歩的なもの	3級に掲げた法令のほか法人税法施行規則及び基本通達のうち一般的なもの	法人税法, 同施行令, 同施行規則, 租税特別措置法, 同施行令, 同規則及びこれらに関する通達並びに国税通則法
<b>1. 基本原則</b> (1) 課税所得と計算原理 (2) 企業利益と課税所得	○課税所得金額と計算方法の意義 ○益金の額 ○損金の額 ○資本等取引 ○税務調整 (加算項目, 減算項目による所得金額の計算)	○公正妥当な会計処理の基準と意義 ○益金及び損金の別段の定め の範囲と意義 ○企業利益と課税所得の差異原因	
<b>2. 総則</b> (1) 用語の定義	○国内 ○国外 ○内国法人 ○外国法人 ○公共法人 ○公益法人等 ○協同組合等 ○人格のない社団等 ○普通法人 ○同族会社 ○収益事業 ○株主等 ○役員 ○資本金等の額 ○利益積立金額(基本的なもの)	○被合併法人 ○合併法人 ○分割法人 ○分割承継法人 ○合同運用信託 ○証券投資信託 ○公社債投資信託 ○期限後申告書 ○修正申告書	○非営利型法人 ○現物出資法人 ○被現物出資法人 ○現物分配法人 ○被現物分配法人 ○株式交換完全子法人 ○株式交換完全親法人 ○株式移転完全子法人 ○株式移転完全親法人 ○適格合併 ○分割型分割 ○分社型分割 ○適格分割 ○適格分割型分割 ○適格分社型分割 ○適格現物出資



項 目	3 級	2 級	1 級
<p>(2) 納税義務者と課税所得の範囲</p> <p>(3) 所得の帰属に関する通則</p> <p>(4) 事業年度</p> <p>(5) 納税地</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○欠損金額</li> <li>○棚卸資産</li> <li>○有価証券</li> <li>○固定資産</li> <li>○減価償却資産</li> <li>○繰延資産</li> <li>○損金経理</li> <li>○中間申告書</li> <li>○確定申告書</li> <li>○青色申告書</li> <li>○附帯税</li> <li>○還付加算金</li> <li>○内国法人の課税所得の範囲</li> <li>○外国法人の課税所得の範囲</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特 例</li> <li>○特 例</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○適格現物分配</li> <li>○適格株式交換</li> <li>○適格株式移転</li> <li>○利益積立金額（応用）</li> <li>○集団投資信託</li> <li>○法人課税信託</li> <li>○更正の請求</li> <li>○更正</li> <li>○決定</li> <li>○実質所得者課税の原則</li> <li>○信託財産に係る収入及び支出の帰属</li> </ul>
<b>3. 同族会社</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○同族会社の判定（同族関係者を除く）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○同族会社の特別規定 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ．行為又は計算の否認</li> <li>ロ．特別税率</li> <li>ハ．役員又は使用人兼務役員の範囲</li> </ul> </li> </ul>	
<b>4. 収益、費用の認識基準</b>			
<p>(1) 原則</p> <p>① 収益</p> <p>② 費用</p> <p>(2) 特例</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○棚卸資産の販売による収益（引渡基準）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○委託販売による収益</li> <li>○請負による収益（工事完成基準）</li> <li>○固定資産の譲渡による収益</li> <li>○債務の確定の判定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○その他の取引の収益</li> <li>○長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度</li> <li>○工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度</li> </ul>
<b>5. 益金の額の計算</b>			
<p>(1) 受取配当等</p> <p>(2) 資産の評価益</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○受取配当等の範囲</li> <li>○益金不算入額の計算 <ul style="list-style-type: none"> <li>〔その他の株式等〕</li> <li>〔非支配目的株式等〕</li> </ul> </li> <li>○評価益の取扱い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>（関連法人株式等）</li> <li>○負債利子額の取扱い（原則法・簡便法金額明示）</li> <li>○評価益が認められる場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○短期保有株式等</li> <li>（完全子法人株式等）</li> <li>（負債利子額の計算）</li> <li>○みなし配当の計算</li> </ul>

項 目	3 級	2 級	1 級
(3) 還付金等  (4) その他の益金	○還付金等の取扱い	○法人税等中間納付額の還付金の処理（金額明示） ○所得税額の還付金の処理（金額明示） ○受贈益及び債務免除益の処理	○広告宣伝用資産の受贈益 ○外国子会社の外国税額の益金算入 ○グループ法人税制
6. 損金の額の計算 (1) 棚卸資産の評価  (2) 有価証券の帳簿価額等  (3) 減価償却資産の償却	○棚卸資産の範囲 ○評価方法（先入先出法，総平均法，移動平均法，最終仕入原価法等） ○原価法及び低価法 ○取得価額（購入，製造等） ○評価方法の選定の届出と変更 ○法定評価方法 ○有価証券の範囲 ○有価証券の取得価額（購入・金銭の払込み）  ○減価償却資産の範囲 ○取得価額（購入，製造等） ○少額減価償却資産の処理  ○中古資産の耐用年数の見積り ○減価償却の方法 イ. 旧定額法 ロ. 定額法 ハ. 旧定率法 ニ. 定率法 ○償却方法の選定の届出と変更 ○法定償却方法 ○残存価額  ○償却限度額の計算 イ. 償却超過額の取扱い ロ. 償却不足額の取扱い ハ. 償却超過額の認容 ニ. 期中供用資産の償却限度額	○譲渡損益の取扱い ○一単位当たりの帳簿価額の算出方法 ○算出方法の選定の届出と変更 ○法定算出方法  ○圧縮記帳資産の取得価額 ○一括償却資産の損金算入 ○資本的支出がある場合の取得価額  ○改良費がある場合  ○資本的支出と修繕費  ○償却可能限度額  ○償却限度額の計算単位 ○特別償却 中小企業者等が機械等 を取得した場合の特別 償却	○特殊な場合の取得価額  ○特殊な場合の取得価額 ○特殊な場合 ○有価証券の時価評価損益 ○デリバティブ取引等  ○特殊な場合の取得価額  判定  ○増加償却  イ. 2級の範囲以外の特別償却の計算 ロ. 特別償却不足額 ハ. 特別償却準備金

項 目	3 級	2 級	1 級
(4) 繰延資産の償却	<ul style="list-style-type: none"> <li>○繰延資産の範囲</li> <li>○償却限度額の計算               <ul style="list-style-type: none"> <li>イ. 償却超過額の取扱い</li> <li>ロ. 償却不足額の取扱い</li> <li>ハ. 償却超過額の認容</li> </ul> </li> <li>二. 期中供用資産の償却限度額</li> <li>○少額繰延資産の処理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○繰延資産の償却計算               <ul style="list-style-type: none"> <li>イ. 会社法上の繰延資産</li> <li>ロ. 税法独自の繰延資産 (支出の効果の及ぶ期間提示)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(支出の効果の及ぶ期間未提示)</li> </ul>
(5) 資産の評価損	<ul style="list-style-type: none"> <li>○評価損の取扱い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○評価損を認める場合 (棚卸資産及び固定資産)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(有価証券及び繰延資産)</li> </ul>
(6) 役員の給与等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○役員の範囲</li> <li>○役員給与の損金不算入(金額明示)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○役員給与の損金不算入額の計算(応用)</li> <li>○低額譲渡等</li> <li>○ストックオプション制度</li> </ul>
(7) 寄附金	<ul style="list-style-type: none"> <li>○過大な使用人給与の損金不算入</li> <li>○支出寄附金の範囲と区分               <ul style="list-style-type: none"> <li>イ. 指定寄附金等</li> <li>ロ. 特定公益増進法人に対する寄附金</li> <li>ハ. その他の寄附金(一般寄附金)</li> </ul> </li> <li>○損金不算入額の計算               <ul style="list-style-type: none"> <li>イ. 一般寄附金だけの場合 (損金算入限度額の計算)</li> <li>ロ. 指定寄附金等と一般寄附金がある場合</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定公益増進法人に対する寄附金がある場合 (特別損金算入限度額)</li> </ul>	
(8) 交際費等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○交際費等の損金不算入額の計算</li> <li>○支出交際費等の範囲(簡単なもの)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○未払寄附金</li> <li>○仮払寄附金</li> <li>○未払交際費</li> <li>○仮払交際費</li> <li>○未払中間事業税</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○資産の取得価額に含めた交際費等</li> </ul>
(9) 租税公課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○損金算入(事業税, 固定資産税, 印紙税, 利子税, 納期限延長に係る延滞金)</li> <li>○損金不算入(法人税, 住民税(道府県民税, 市町村民税))</li> <li>○納税充当金</li> <li>○住民税利子割</li> <li>○法人税額から控除される所得税額</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○法人税額から控除される外国税額</li> <li>○名義書換失念株式の所得税</li> <li>○控除対象外消費税額等</li> </ul>

項 目	3 級	2 級	1 級
(10) 貸倒損失 (11) その他の損金		○貸倒損失	○入会金等 ○損害賠償金 ○使途不明金 ○海外渡航費 ○各種保険金 ○社葬費用
(12) 圧縮記帳		○圧縮損の処理 ○国庫補助金等 ○保険差益 ○交換差益	○収用換地等 ○特定資産の買換え
(13) 引当金	○貸倒引当金 ○個別評価金銭債権の繰入 限度額 ○一括評価金銭債権の繰入 限度額 イ. 期末一括評価金銭債 権の額 ロ. 実質的に債権とみら れないものの額 (原則法) ..... (簡便法) ハ. 法定繰入率 ..... 実績繰入率 ○取崩し	○返品調整引当金 ○取崩し ..... 実績繰入率	
(14) 不正行為等に係る費 用等の損金不算入	○延滞税, 加算税, 過怠税, 延滞金, 加算金 ○罰金, 科料, 過料		○繰入限度額の計算 ○隠ぺい仮装行為等
(15) 準備金 (16) 借地権			○海外投資等損失準備金 ○借地権利金 ○相当の地代 ○借地権設定に伴う土地簿 価の一部損金算入 ○更新料
(17) 短期売買商品			○短期売買商品の譲渡損益 及び時価評価損益
(18) 外資建取引の換算等 (19) リース取引			○外貨建債権債務等の換算 ○リース取引に係る所得の 金額の計算
(20) 法人課税信託			○法人課税信託に係る所得 の金額の計算
(21) 海外取引			○移転価格税制 ○過少資本税制 ○タックスヘイブン税制
(22) 所得の特別控除		○収用換地等 (5,000万円特 別控除) の処理 ..... 計算	○その他の特別控除
(23) 欠損金の繰越し及び 繰戻し		○青色申告年度の欠損金の 繰越控除の意義 ○欠損金の繰越控除の処理	○特定株主等によって支配 された欠損等法人の不適用

項 目	3 級	2 級	1 級
(24) その他の損金			○グループ法人税制
<b>7. 税額の計算</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○税額の計算順序</li> <li>○法人税の基本税率 (中小法人の率を含む)</li> <li>○基本的な税額計算</li>   <li>○所得税額等の控除の処理 (金額の明示)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特定同族会社の特別税率 ..... (課税留保金額を明示)</li>   <li>○月数あん分 (個別法, 簡便法)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○計算</li> <li>○使途秘匿金</li> <li>○その他の特別税率</li>   <li>○外国税額の控除</li> <li>○試験研究を行った法人の特別控除</li> <li>○エネルギー需給構造改革推進設備等の特別控除</li> <li>○中小企業者等の機械等の特別控除</li> <li>○事業基盤強化設備の特別控除</li> <li>○その他の特別控除</li> </ul>
<b>8. 手続規定</b> (1) 申告, 納付, 還付等  (2) 更正及び決定 (3) 青色申告	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中間申告制度</li> <li>○確定申告制度</li>   <li>○納 付  <ul style="list-style-type: none"> <li>イ. 中間申告</li> <li>ロ. 確定申告</li> </ul> </li>   <li>○意義</li> <li>○手続等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○確定申告書の提出期限の延長</li> <li>○確定申告書の提出期限の延長の特例</li> <li>○延 納</li> <li>○還 付</li>   <li>○特典.....  <ul style="list-style-type: none"> <li>○特別償却</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○更正及び決定</li> <li>○欠損金の繰越控除</li> <li>○準備金</li> </ul>
<b>9. 特別規定</b> (1) 企業組織再編税制 (2) 連結納税制度			<ul style="list-style-type: none"> <li>○企業組織再編成の税務</li> <li>○連結納税</li> </ul>
<b>10. 出題の形式</b> (1) 文章問題  (2) 仕訳問題 (3) 計算問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○原則として簡単なものとし語群選択方式又は○×方式による</li> <li>○出題の可能性あり</li> <li>○原則として計算過程の簡単なものを出題する</li> <li>○すべてに計算式を与える</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○空欄方式(語群を与える)又は○×方式</li>   <li>○原則として計算式を与える</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○空欄方式(原則として語群は与えない)</li> <li>○○×方式</li>   <li>○原則として計算式を与える</li> </ul>

## 消費税法能力検定試験級別出題区分表

注1 とくに明示がないかぎり同一の項目又は範囲については、級の上昇に応じて程度が高くなるものとする。

注2 適用する法令等の基準日は毎年4月30日現在施行されているものに準拠する。

(平成30年4月1日改正)

項 目	3 級	2 級	1 級
(1) 税金の意義, 根拠, 目的 (2) 納税の義務 (3) 税金の体系と分類 (4) 徴税方式 (5) 基本的な用語	○税金の意義, 根拠, 目的 ○納税の義務 ○税金の体系と分類 ○国税と地方税 ○直接税と間接税 ○本税と附帯税 ○徴税方式 ○賦課課税方式 ○申告納税方式 ○基本的な用語		
<b>法令等</b>	原則として消費税法, 同施行令のうち一般的なものと及び消費税法基本通達のうち初歩的なもの	3級に掲げた法令のほか原則として消費税法施行規則及び消費税法基本通達のうち一般的なもの	消費税法, 同施行令, 同施行規則, 租税特別措置法, 同施行令及びこれらに関する通達並びに国税通則法
<b>1. 総則</b> (1) 用語の定義 (2) 課税の対象 (3) 非課税	○国内 ○保税地域 ○個人事業者 ○事業者 ○資産の譲渡等の基本的なもの ○課税資産の譲渡等 ○外国貨物 ○課税貨物 ○課税仕入れ ○事業年度 ○基準期間 ○確定申告書等 ○中間納付額 ○資産の貸付け ○資産の借受け ○国内取引の原則 ○国内取引の判定(基本的なもの) ○輸入取引の原則 ○国内取引の基本的なもの ○輸入取引	○合併法人 ○被合併法人 ○分割法人 ○分割承継法人 ○代物弁済, 負担付き贈与 ○応用的なもの ○みなし譲渡 ○特殊なもの ○みなし引取り ○国内取引の応用的なもの	○国外事業者 ○人格のない社団等 ○棚卸資産 ○調整対象固定資産 ○現物出資, 交換 ○特定資産の譲渡等 ○電気通信利用役務の提供 ○事業者向け電気通信利用役務の提供 ○特定役務の提供 ○特別申告書 ○附帯税 ○相続, 包括遺贈 ○相続人, 包括受遺者 ○被相続人, 包括遺贈者 ○特殊なもの ○特定資産の譲渡等 ○特定仕入れ ○国内取引の特殊なもの

項 目	3 級	2 級	1 級
(4) 輸出取引	○輸出免税等の基本的なものの	○輸出免税等の応用的なもの	○輸出免税等の特殊なもの ○輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税
(5) -①・納税義務者	○国内取引（課税資産の譲渡等） ○輸入取引		○特定課税仕入れ
(5) -②・納税義務の免除	○小規模事業者に係る納税義務の免除 ○課税事業者の選択（手続除く）	○課税事業者の選択（手続含む）	○特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例
(5) -③・納税義務の免除の特例		○新設法人の納税義務の免除の特例	○相続があった場合の納税義務の免除の特例 ○合併があった場合の納税義務の免除の特例 ○分割等があった場合の納税義務の免除の特例 ○特定新規設立法人の納税義務の免除の特例 ○高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例
(6) 実質課税			○資産の譲渡等又は特定仕入れを行った者の実質判定
(7) 信託			○信託財産に係る資産の譲渡等の帰属 ○法人課税信託の受託者に関するこの法律の適用
(8) 資産譲渡等の時期	○資産の譲渡等の時期の通則（基本的取扱い）	応用的取扱い	○資産の譲渡等の時期の特例
(9) 課税期間	○課税期間の原則		○課税期間の短縮
(10) 納税地	○個人事業者の納税地の原則 ○法人の納税地 ○外国貨物に係る納税地		○個人事業者の納税地の特例 ○納税地の指定 ○納税地指定の処分の取消しがあった場合の申告等の効力 ○納税地の異動 ○輸出物品販売場において購入した物品を譲渡した場合等の納税地
<b>2. 課税基準及び税率</b>			
(1) 課税標準	○国内取引の原則  ○輸入取引	○応用的なもの 代物弁済，負担付き贈与  ○役員に対する低額譲渡 ○みなし譲渡	○特殊なもの ○現物出資，交換 ○特定課税仕入れ

項 目	3 級	2 級	1 級
(2) 税率	○税率		
<b>3. 税額控除等</b>			
(1) 仕入れに係る消費税額の控除	○国内取引（課税仕入れ） ○全額控除方式 ○課税仕入れ等の税額 ○課税仕入れに係る支払対価の額 ○適用要件	○輸入取引 ○個別対応方式又は一括比例配分方式 ○課税売上割合の計算 ○課税仕入れ等の区分 ○応用的なもの ○帳簿等の記載事項等	○特定課税仕入れ ○一括比例配分方式の選択 ○特殊なもの ○課税売上割合に準ずる割合 ○特定課税仕入れに係る税額 ○特殊なもの
(2) 非課税資産の輸出等を行った場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例			○非課税資産の輸出を行った場合 ○海外支店等で自己使用する資産の輸出等を行った場合
(3) 仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例	○国内取引（数値を与える）	○国内取引（計算させる）	○輸入引取り
(4) 仕入れに係る消費税額の調整			○課税売上割合が著しく変動した場合 ○調整対象固定資産を転用した場合 ○納税義務の免除を受けないこととなった場合等
(5) 仕入れに係る消費税額の控除の特例（簡易課税）	○1種類の事業を営む場合 ○事業区分の基本的なもの ○届出要件	○2種類以上の事業を営む場合の原則的な計算	○2種類以上の事業を営む場合の特例計算 ○事業区分の応用的なもの
(6) 課税標準額に対する消費税額の調整	○売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除（数値を与える） ○貸倒れに係る消費税額の控除（数値を与える）	○売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除（計算させる） ○貸倒れに係る消費税額の控除（計算させる） ○貸倒回収に係る消費税額	○特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除
<b>4. 申告、納付、還付等</b>			
(1) 中間申告	○課税資産の譲渡等についての中間申告		○課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての中間申告 ○合併法人に係る中間申告 ○仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等 ○中間申告書の提出がない場合の特例



項 目	3 級	2 級	1 級
(2) 確定申告	○課税資産の譲渡等についての中間申告による納付		○課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての中間申告による納付
	○課税資産の譲渡等についての確定申告		○課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての確定申告 ○死亡の場合の確定申告 ○清算の場合の確定申告
(3) 還付申告	○課税資産の譲渡等についての確定申告による納付	○還付を受けるための申告	○課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての確定申告による納付 ○死亡の場合の還付を受けるための申告
(4) 輸入申告		○仕入れに係る消費税額の控除不足額の還付 ○中間納付額の控除不足額の還付	○確定申告等に係る更正による仕入れに係る消費税額の控除不足額の還付 ○確定申告等に係る更正又は決定による中間納付額の控除不足額の還付 ○引取りに係る課税貨物についての課税標準額及び税額の申告等 ○引取りに係る課税貨物についての消費税の納付等 ○引取りに係る課税貨物についての納期限の延長
(5) 修正申告 更正の請求 更正及び決定			○修正申告 ○更正の請求，更正の請求の特例 ○更正及び決定
5. 雑則，罰則	○帳簿の備付け等	○小規模事業者の納税義務の免除が適用されなくなった場合等の届出（基本的なもの）	○小規模事業者の納税義務の免除が適用されなくなった場合等の届出（応用的なもの） ○申告義務の承継 ○国，地方公共団体等に対する特例 ○価格の表示
6. 地方消費税	○簡単な計算	○簡単な計算	○簡単な計算
7. 経理処理	○税込経理方式 ○税抜経理方式		
8. 出題の形式	○原則として簡単なもの 語群選択方式又は○×方式による	○空欄方式（語群を与える） 又は○×方式	○空欄方式（原則として語群は与えない） ○○×方式
(2) 仕訳問題	○出題の可能性あり		

項 目	3 級	2 級	1 級
(3) 計算問題	○原則として計算過程の簡単なものを出题する ○すべて計算式を与える	○原則としてすべて計算式を与える	○原則として計算式を与える